

東京医療保健大学 共通科目の運用に関する要綱

2024年4月1日
学長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京医療保健大学学部履修通則（以下、「履修通則」という）第2条第1項の規定に基づき、全学部に通じて履修させるべき科目の運営方針及びその運営方法を定めることを目的とする。

(共通科目の開講)

第2条 各学部は、履修通則第2条第2項の規定に基づき、学長が別に定める科目（以下、「共通科目」という）の開講に努めるものとする。

(全学必修科目)

第3条 学長は、前条で定める共通科目のうち、自然科学に属する科目、及び人文・社会科学に属する科目の双方から、特に重要と認める科目を全学必修科目として指定することができる。

2 前項の指定には「数理データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」を修了するために必要な科目を含むものとする。

(学部横断による開講)

第4条 学長は、自ら学部横断による共通科目を開講することができる。

2 前項の科目には、学則第10条の2に基づき副専攻とする「数理データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）」の修了に必要な科目群を含むものとする。

3 各学部若しくは学科の長は、他の学部若しくは学科の長と、科目の全部もしくは一部を共同で開講すること（以下、共同開講という）を学長に申し出ることができる。なお学部もしくは学科の間で科目の名称が異なるものについても、双方の学修目標及び内容が近似する場合は、共同開講することを妨げない。

4 学長は、前項の共同開講のうち速やかに行うべきものを指定し、各学部若しくは学科の長に対し、その実施を勧奨するものとする。

5 前4項に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(履修者が少ない選択科目の取り扱い)

第5条 第2条の規定に関わらず、著しく履修者が少なく、かつ本学の専任教員をもって授業を行えない科目は原則として開講しない。ただし、教職課程その他の国家資

格の取得に係る選択科目は、この限りでない。

2 前項を適用する基準は、学長が大学経営会議室長と協議して定める。

(庶務)

第6条 この要綱の運用に係る庶務は、学長戦略本部が処理する。

附 則 (2024年4月1日)

- 1 この要綱は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行する時点で既に各学部が設置している科目については、次に履修規程を改定するまでの間、第2条による教育機会が確保されているものとみなす。

附 則 (2025年6月4日)

- 1 この要綱は、2025年6月4日から施行する。